



# 第40回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2022年9月21日（水曜日）午後2時

※定時株主総会に先立ち、午後1時より、当社の活動内容・戦略などに関して株主様に詳細にご説明申しあげられる機会として、株主様向けの経営報告会を開催いたします。この機会に是非ご参加いただきますようご案内申し上げます。

場所 札幌市中央区大通東十丁目11番地4

ウェルネット株式会社

札幌本社1階 「WELLNET HALL」

※会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。

※株主様へのお土産はご用意しておりません。

## 目次

第40回定時株主総会招集ご通知 1

（提供書面）

事業報告 5

計算書類 19

監査報告書 21

株主総会参考書類 27

ウェルネット株式会社

証券コード 2428

株 主 各 位

札幌市中央区大通東十丁目11番地4  
ウェルネット株式会社  
代表取締役社長 宮 澤 一 洋

## 第40回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第40回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止が社会的課題となっておりますが、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、昨年同様に適切な感染防止策を実施させていただいたうえで開催させていただくこととしました。

株主の皆様におかれましては、皆様の安心、安全を最優先に考え可能な限り**株主総会当日のご来場はお控えいただき、インターネットまたは書面により事前の議決権行使をいただくことを強く推奨いたします。**お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年9月20日（火曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2022年9月21日（水曜日）午後2時 ※受付開始は午後0時30分から  
※定時株主総会に先立ち、午後1時より、株主様向けの経営報告会を開催いたします。この機会に是非ご参加いただきますようご案内申し上げます。
2. 場 所 札幌市中央区大通東十丁目11番地4  
ウェルネット株式会社 札幌本社1階 「WELLNET HALL」  
※昨年に続き、感染症拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数を大幅に減少しております。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。  
※2021年12月に本店所在地を東京都港区から北海道札幌市に移転しましたので、株主総会の開催場所を上記のとおり変更することといたしました。ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。
3. 目的事項  
報告事項 第40期（2021年7月1日から2022年6月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
4. 議決権行使についてのご案内  
3頁～4頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

### <株主様へのお願い>

- ◎ 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により前記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.well-net.jp/ir/>)より、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。
- ◎ 議決権行使書による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。そこで、事前に議決権を行使していただくに際しては、できるだけ、インターネットにより議決権行使をいただきたくお願い申し上げます。
- ◎ 会場受付付近に、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。（ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます）
- ◎ 会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ◎ 株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で応対をさせていただきます。
- ◎ 本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。

### <その他ご留意事項>

- ◎ 当日の**受付開始時間は午後0時30分**を予定しております。
- ◎ 第33回定時株主総会より、株主総会ご出席の株主様へのお土産をとりやめさせていただいております。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 当社は、法令及び当社定款の規定に基づき、提供書面のうち次に掲げる事項を当社ウェブサイト(<https://www.well-net.jp/ir/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。  
新株予約権等の状況  
業務の適正を確保するための体制  
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要  
株主資本等変動計算書  
個別注記表  
したがって、本提供書面は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類の一部であり、また、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告及び計算書類の一部であります。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.well-net.jp/ir/>)において修正後の事項を周知させていただきます。
- ◎ 当社は、2022年8月12日開催の取締役会において、剰余金の配当について配当性向50%（1株につき14.13円）とし、2022年9月22日を支払開始日としてお支払いすることを決議いたしました。

## 【議決権行使についてのご案内】

### ■書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年9月20日（火曜日）午後6時までには到着するようご返送ください。

### ■インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

#### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2022年9月20日（火曜日）の午後6時まで受け付けていただきますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) パソコンによる方法
  - ・ 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
  - ・ 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
  - ・ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

## (2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。  
(「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。)
- ・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。  
2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記2.(1)パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

## 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

## 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

## 5. システム等に関するお問い合わせ

システム等に関するご不明な点につきましては、次のヘルプデスクにお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
電話 0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

(提供書面)

## 事業報告

( 2021年7月1日から  
2022年6月30日まで )

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による経済の落ち込みから完全には回復しておらず、その影響が長期化しております。また、ウクライナ情勢を巡る地政学リスクの高まりや米国の金融引き締めから、資源価格の上昇や金融市場が不安定になるなど、未だ予断を許さない状況です。

当社の主要事業ドメイン市場においても、航空、バス、鉄道など交通関連事業に関する影響はコロナ前に戻っておりません。一方、様々な業種業態においてDX（デジタルトランスフォーメーション）が積極推進されており、非対面・非接触サービスも増加、ITが果たすべき社会的役割も増してきております。このようなパラダイムシフトのなか、当社は「ペーパーレス化」「キャッシュレス化」をキーワードに、重点施策「電子決済時代への対応」「交通業界向けIT化プロジェクト/MaaS事業」などを推進、その文脈上にある生活密着フィンテック・プラットフォームを見据えた活動を行っております。また、会員管理のDX化を促進するサービス「ekaiin.com（e会員ドットコム）」も本格的な拡販が始まるなど「決済+αプラットフォーム」の拡充に注力してまいりました。また、札幌本社への間接部門統合による効率化効果も出始めました。

これらの活動の結果、当期の経営成績は、売上高8,950百万円（前期比1.2%増）、営業利益735百万円（前期比29.7%増）、経常利益754百万円（前期比13.2%増）、当期純利益532百万円（前期比35.1%増）となりました。

##### ② 設備投資の状況

当事業年度中に当社が実施いたしました設備投資の総額は163百万円であり、その主なものは情報処理サービス提供目的のソフトウェア、サーバー設備及びその附属装置であります。

##### ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (2) 対処すべき課題

当社が事業ドメインとするオンライン決済市場については今後も一定の伸長を見込んでおりますが、電子決済拡大による決済自体のコモディティ化が進むとみており、決済+ $\alpha$ の具体的な形として、事業者側のDX化を支援するクラウドサービスの拡充に尽力しております。

### A. ペーパーレス化・キャッシュレス化における“スマホ決済”「支払秘書」

決済を銀行口座と連携するスマホで行う「支払秘書」は、8電力会社に導入済、また公金支払いでも提携銀行が多い地域を中心に「支払秘書」で支払える案件が増加しているほか、当社が提供するクラウドサービス（「B」）である“バスもり！””アルタイルトリプルスター”及び、ekaiin.comとのシームレスな連携を中心とした展開を行っております。

請求の電子化と様々な費用の決済を「支払秘書」とクレジットカードで行える会員管理サービス「ekaiin.com（e会員ドットコム）」においては、東本願寺の寄付金募集、株式会社明大サポートの学生向け各種販売、高校の同窓会費集金、公益社団法人の講習会受付業務と商品販売、令和4年度札幌市飲食店の未来応援クラウドファンディングの支援金募集など幅広い分野で採用されました。今後、提供分野を更に拡大すると共に実績分野の水平展開に力を入れてまいります。また、現在のワンストップ決済からさらに進んだ新機能「ノンストップ決済」の開発を完了し、マーケティング活動に入っております。

一方、提携銀行は三井住友銀行、ゆうちょ銀行など36行と提携完了しましたが、一連の不正使用発生による本人確認のセキュリティ対策を完了し再開作業を進めております。2022年8月1日現在、利用可能銀行数は24行まで回復、新規を含め継続的な増加努力を行ってまいります。

### B. 交通事業者向けIT（DX）化プロジェクトを積極推進中

2016年8月に開始したスマホ電子チケットアプリ“バスもり！”は、1回券、回数券、定期券、フリーパス、企画券など電子化券種を拡大し、バス・鉄道の取り扱い路線は450を超えております。コロナ禍を経て、非対面で購入できるスマホ定期やスマホ回数券は拡大しております。また、2017年から開発してきたMaaSクラウドサービス「アルタイルトリプルスター」についても機能拡大を継続しております。「アルタイルトリプルスター」はオールインワンのチケット販売システムで、乗物やイベントの在庫・時刻表管理、チケット予約・購入・発券・認証、そして売上情報の集計と精算処理に至るまでの一連の業務の自動化を実現できるトータルクラウドサービスです。特に複数事業者が共同提供するMaaSにおいて、多大な労力を要する精算業務の十分な知識と経験を当社が持っていることは大きなアドバンテージです。

MaaS領域においては、2020年1月から提供を開始した、函館市の市電、バス、鉄道に利用できる「DohNa!!（ドーナ！！）」以降、当事業年度において、2021年10月に「仙台MaaS」、2022年1月には北海道オホーツクエリアの「OkhoNavi（オホナビ）」、同年2月には「JAL MaaS」連携、同年5月には北海道が推進する「ぐるっと北海道・公共交通利用促進キャンペーン」に参画するなど、交通業界の旺盛なDX需要に対応しております。当社が展開するサービスは、クラウドの本筋であるシステムコストの変動費化を実現しているため、いわゆる実証実験期間終了後も継続して使われている持続可能なスキームであることが大きな特徴です。

### C. ウェルネットの“主力商材”「マルチペイメントサービス」の現況

非対面決済において「マルチペイメントサービス」は引き続き伸長するポテンシャルがあると見込んでおります。当社は、30年以上にわたり様々な事業者に決済サービスを採用いただいておりますが、今後も事業者・コンシューマ双方の利便性向上に資する決済ゲートウェイの拡充を目指します。当社は決済+ $\alpha$ のサービス開発を推進してまいります。その際決済基盤を持っている当社は大きなアドバンテージを持っていると考えております。

### D. 地域貢献活動・SDGs

当社のビジネスである「IT利活用・DX化」そのものが、環境に優しいビジネスモデルへの転換を支援するものであり、ビジネス拡充自体が地球環境保全に資するものと認識しております。

地域社会への貢献として、北海道の工業高等専門学校に通う経済面で苦勞する学生向けに設立した“ウェルネット奨学金”により多くの学生を支援しております。2021年度までの累計で610名に対して約72百万円の奨学金を支給しており、支援を受けた学生から多数の感謝のお手紙をいただき、従業員のモチベーション向上にもつながっております。新型コロナウイルス感染症により2021年度も多くの学生が影響を受けましたが、この支援の効果もあり北海道の4高専においては昨年に引き続き経済的な困窮を理由に退学した学生0を達成したとのご報告をいただきました。この活動は今後も継続してまいります。

さらに、地元のスポーツ振興に寄与することを目的とし、北海道・札幌市などと連携して2030年の札幌オリンピック・パラリンピック招致を目指す北海道オール・オリンピックズが推進する「スクラム札幌」構想への参画要請を受け、地域貢献活動の一環として、男子1000メートルの日本記録を持ち、オリンピック出場が期待されるスピードスケートの山田将矢選手と2022年4月21日付でスポンサー契約を締結、支援しております。今後はekaiin.comをスポーツ選手の支援にも積極活用し、当社のサービスによるスポーツ支援もしていく方針です。



また、札幌市は改正建築物省エネ法に基づき良好な生活環境が確保された持続可能な都市の実現を目指すとしており、環境に配慮した建築物の普及・促進を図ることを目的として、札幌市建築物環境配慮制度（CASBEE札幌）を定めました。当社は2021年6月に竣工した札幌新本社において既にCASBEE札幌のAランクを取得しており、札幌新本社の竣工に伴い従業員の健康・働く環境に配慮したオフィス設計・運営により「WELL認証」のプラチナランク取得を目指しています。「WELL認証」は2014年に米国で始まったビルやオフィスなどの空間を「人間の健康」の視点で評価・認証する先進的な取り組みであり、当社は、当社の最大の資産である従業員への投資と捉え、生産性向上、働き方改革など企業価値の向上に繋がると考えております。

## E. 収益予想と株主還元

収益予想につきましては、近日中に中期3か年計画を発表する予定です。

一方、株主様への配慮として、配当性向については50%以上を継続する予定です。

今後とも長期的な展望に基づいて、全社一丸となって企業価値の向上に努めてまいりますので、株主の皆様におかれましては引き続き変わらぬご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

### (3) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 37 期 (2019年6月期)	第 38 期 (2020年6月期)	第 39 期 (2021年6月期)	第 40 期 (2022年6月期) (当事業年度)
売 上 高 (千円)	10,032,138	9,379,528	8,842,004	8,950,177
経 常 利 益 (千円)	530,548	826,644	666,454	754,589
当 期 純 利 益 (千円)	374,902	494,408	393,918	532,227
1株当たり当期純利益 (円)	20.02	26.31	20.94	28.25
総 資 産 (千円)	18,960,679	20,074,813	21,257,468	23,642,636
純 資 産 (千円)	7,443,582	7,009,836	7,175,779	7,410,803
1株当たり純資産額 (円)	392.04	368.95	377.37	390.16

#### (4) 重要な親会社及び子会社の状況

##### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

##### ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

#### (5) 主要な事業内容（2022年6月30日現在）

<マルチペイメントサービス>

コンビニ店頭や郵便局で紙の請求書や振込票を利用して決済するサービスと、電子請求を使いコンビニのKIOSK・POS端末やATM、インターネットバンキング、電子マネー、クレジットカードなどを利用して決済を行うサービスをワンストップで提供しております。

あわせて、送金をスムーズに行う「ネットDE受取サービス」や、「コンビニ現金受取サービス」も提供しております。また、請求・決済の電子化対応も積極的に進めております。スマホアプリ「バスもり!」、[ekaiin.com] など、決済周辺領域サービスの提供を行っております。

#### (6) 主要な営業所及び事業所（2022年6月30日現在）

札幌本店 (札幌本店)	北海道札幌市中央区大通東十丁目11番地4
東京本社	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号 東京虎ノ門グローバルスクエア14F

(注) 2021年7月1日に札幌事業所を札幌市厚別区テクノパーカー一丁目から移転して札幌本社に改称し、同年12月1日に本店を東京本社から札幌本社に移転しております。

#### (7) 従業員の状況（2022年6月30日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
名 125	名減 4	歳 35.0	年 7.0

(注) 契約社員及びパート14名（年間の平均人員）を含んでおりません。

#### (8) 主要な借入先の状況（2022年6月30日現在）

借入先	借入額
株式会社北洋銀行	1,900百万円

## 2. 会社の株式に関する事項（2022年6月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 54,624,000株  
 (2) 発行済株式の総数 19,400,000株（自己株式547,985株を含む）  
 (3) 株主数 11,545名  
 (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,508,500	13.3
株式会社三井住友銀行	918,600	4.8
東京中小企業投資育成株式会社	613,600	3.2
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	575,100	3.0
宮澤 一洋	511,205	2.7
光通信株式会社	479,000	2.5
杉山 公敏	358,600	1.9
日本生命保険相互会社	340,200	1.8
渡辺 佳昭	320,100	1.6
高橋 雅行	314,800	1.6

- (注) 1. 当社は、自己株式547,985株を保有しておりますが、上記の大株主からは除いております。  
 2. 持株比率は、自己株式547,985株を控除して計算しております。  
 3. 上記自己株式547,985株には、当社が2010年6月18日に導入した「株式給付信託（J-ESOP）」の受託先である株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する当社株式191,600株は含まれておりません。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

#### a. 取締役（監査等委員を除く。）報酬額

取締役（監査等委員を除く。）の報酬額は、取締役及び執行役員の役割と役位に応じて決定される基本報酬と業績に連動する変動報酬、及び株式報酬の組み合わせにより支給します。各個人別の支給額は、第三者機関による調査データを参考に、業種・業態・事業規模・株式時価総額等で当社と類似する企業の水準を確認したうえ、業績目標達成度等を勘案し、取締役会が報酬諮問委員会へ諮問し、その答申をもとに取締役会で決定します。なお、取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2017年9月27日開催の第35回定時株主総会において年額200,000千円以内（使用人分給与は含めない。）、譲渡制限付株式報酬限度額は年額20,000千円以内（使用人分給与は含めない。）と決議されております。

#### b. 取締役（監査等委員）報酬額

取締役（監査等委員）の報酬額は、基本報酬と株式報酬の組み合わせにより支給します。各個人別の支給額は、第三者機関による調査データを参考に、監査等委員の決議により決定します。

なお、取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2017年9月27日開催の第35回定時株主総会において年額50,000千円以内、譲渡制限付株式報酬限度額は年額10,000千円以内と決議されております。

#### c. 株式報酬制度への移行

当社は、ストックオプション制度採用の後、2018年6月期より譲渡制限付株式報酬制度による支給に移行しております。

役員区分	目的となる株式数（株）	交付した対象取締役の員数（名）
監査等委員ではない取締役	自社普通株式 23,904	3
監査等委員である取締役	自社普通株式 5,976	3
合計	自社普通株式 29,880	6

### 譲渡制限付株式報酬の具体的な内容

#### ①譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、報酬額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込むことにより、当社の普通株式の処分を受けることとなります。

なお、本制度により当社が自己株式を処分する普通株式1株当たりの払込金額は、処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当社取締役会において決定します。

また、当該普通株式の処分にあたっては、対象取締役が現物出資に同意していること及び当社との間で譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件といたします。

#### ②譲渡制限付株式割当契約の内容

本制度による当社の普通株式の処分にあたっては、当社取締役会決議に基づき、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下、「本契約」という。）を締結するものとし、その内容として、以下の事項を含むものいたします。

##### a. 譲渡制限の内容

対象取締役は、当社普通株式の交付日から1年間（以下、「譲渡制限期間」という。）、本契約により割当てを受けた当社普通株式（以下、「本株式」という。）につき、譲渡、担保権の設定、その他の処分をすることができない（以下、「本譲渡制限」という。）。

b. 当社による本株式の無償取得

当社は、本株式の割当てを受けた対象取締役が、本譲渡制限期間中に次の各号のいずれかに該当した場合は、本株式の全部を無償で取得する（当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除く）。

禁錮以上の刑に処せられた場合

破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合

差押え、仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも退任した場合

当社の事業と競業する業務、又は法人その他の団体の役職員に就任した場合

法令、当社の内部規程又は本契約に重要な点で違反した場合

c. 譲渡制限の解除

本譲渡制限期間の取締役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合、又は継続して当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点（但し、死亡により退任した場合は当該退任の直後の時点）をもって対象取締役（但し、死亡により退任した場合は相続人）が保有する本株式の全部についての本譲渡制限を解除する。

d. 組織再編等における取扱い

取締役会の決議により、本払込期日を含む月から当該承認の日（以下「組織再編等承認日」という。）を含む月までの月数を12で除した数に、組織再編等承認日において保有する本株式の数に乗じた数（但し、1株未満の端数が生ずる場合切り捨て）の本株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これにかかる本譲渡制限を解除する。

(6) その他株式に関する重要な事項

日付	自己株名義所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
2021年6月30日	769,465	3.9
2021年11月11日	739,585	3.8

(注) 当社は、2021年10月27日開催の当社取締役会決議に基づき、2021年11月11日に譲渡制限付株式報酬として、自己株式の処分を行いました。この処分により、自己株式は29,880株減少いたしました。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の状況（2022年6月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	宮澤 一 洋	執行役員社長
取締役	加藤 達 也	執行役員決済イノベーション推進部長
取締役	宗岡 眞 二	執行役員サービス開発部長
取締役（監査等委員）	花澤 隆	本多通信工業株式会社社外取締役
取締役（監査等委員）	横内 龍 三	株式会社ほくやく・竹山ホールディングス社外監査役
取締役（監査等委員）	浦田 祥 範	北海道ベンチャーキャピタル株式会社代表取締役

- (注) 1. 当事業年度中の取締役及び取締役（監査等委員）の異動は次のとおりであります。
- ・2021年9月22日開催の第39回定時株主総会において、加藤達也及び宗岡眞二の両氏は新たに取締役に就任いたしました。
  - ・2021年9月22日開催の第39回定時株主総会において、横内龍三及び浦田祥範の両氏は新たに取締役（監査等委員）に就任いたしました。
  - ・2021年9月22日開催の第39回定時株主総会の終結の時をもって、内山正明氏は任期満了により取締役に退任しております。
  - ・2021年9月22日開催の第39回定時株主総会の終結の時をもって、高田貞信氏は任期満了により取締役（常勤監査等委員）を退任しております。
  - ・2021年9月22日開催の第39回定時株主総会の終結の時をもって、佐藤元宏氏は任期満了により取締役（監査等委員）を退任しております。
2. 取締役（監査等委員）である花澤隆、横内龍三及び浦田祥範の3氏は、社外取締役であります。
3. 取締役（監査等委員）である花澤隆、横内龍三及び浦田祥範の3氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・花澤隆氏は、経営者として長年培ってきた専門知識及び経験を有しております。
  - ・横内龍三氏は、金融業界の経営者として長年培ってきた専門知識及び経験を有しております。また、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。
  - ・浦田祥範氏は、金融業界で長年培ってきた専門知識及び経験並びにベンチャーキャピタルの経営者として培ってきた専門知識及び経験を有しております。
4. 当社は、取締役（監査等委員）花澤隆、横内龍三及び浦田祥範の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、独立役員全員は、主要株主、主

要な取引先の出身者等には該当しないことから、独立性が高く、一般株主との利益相反の生じる恐れがないと判断しております。

5. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定していません。
6. 当社は執行役員制度を導入しており、2022年6月30日現在の執行役員は以下のとおりであります。

氏名	担当
宮澤 一洋	執行役員社長
加藤 達也	執行役員決済イノベーション推進部長
宗岡 眞二	執行役員サービス開発部長
五十嵐 達哉	執行役員管理部長

## (2) 取締役の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	固定報酬	変動報酬		支給対象の役員数
		金銭報酬	業績連動報酬等	譲渡制限付株式	
取締役（監査等委員を除く）	55,908千円	45,172千円	—	10,736千円	4名
取締役（監査等委員）	15,849千円	12,849千円	—	2,999千円	5名
合計	71,958千円	58,022千円	—	13,735千円	9名

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2017年9月27日開催の第35回定時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は2名であります。また、別枠で、2017年9月27日開催の第35回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬額として年額20,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議されております。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2017年9月27日開催の第35回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名であります。また、別枠で、2017年9月27日開催の第35回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬額として年額10,000千円以内と決議されております。
4. 非金銭報酬等として取締役に対して譲渡制限付株式を交付しています。当該譲渡制限付株式の内容及びその交付状況は11頁に記載のとおりであります。

## (3) 取締役報酬決定の方針

当社は、2019年11月28日付で、取締役会の任意の諮問機関として委員の過半数が独立社外取締役であり、独立社外取締役が議長となる「報酬諮問委員会」を設置しました。この報酬諮問委員会への諮問と答申を受けて、2021年9月22日開催の取締役会において、以下のとお

り、取締役(監査等委員を除く。)の個人別の報酬の内容に係る決定方針を決議しております。

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、任意の報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

a. 基本報酬(金銭報酬)に関する方針

基本報酬については、固定報酬とし月例で支給します。また、基本報酬と業績連動報酬等の金銭報酬の合計は、株主総会にて決議された範囲内で取締役会で決定します。取締役(監査等委員を除く。)の報酬限度額(基本報酬と業績変動報酬額の金銭報酬部分の合計)は、2017年9月27日開催の第35回定時株主総会において年額2億円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議されています。

b. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等は、短期の業績連動報酬として金銭報酬と非金銭報酬で構成します。業績連動報酬等は、基本報酬に一定度の比率を乗じた額を標準額とし、これに業績に連動した係数を乗じて算出します。なお、業績の評価に使用する業績指標には経常利益を使用します。業績連動報酬等の金銭報酬は、翌期に基本報酬とともに月例で支給します。

c. 非金銭報酬等に関する方針

業績連動報酬等の非金銭報酬部分は、インセンティブを目的とした譲渡制限付株式報酬とします。譲渡制限付株式報酬は、次項d.で定める額に相当する個数(株数)を、株主総会にて決議された範囲内で、取締役会で決定し毎年11月に割り当てます。当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主様と取締役との一層の価値共有を進めることを目的として導入された、取締役(監査等委員を除く。)の譲渡制限付株式報酬の限度額は、2017年9月27日開催の第35回定時株主総会において年額2千万円(3万株)以内と決議されています。

d. 報酬等の割合に関する方針

基本報酬と短期実績を反映した金銭報酬及びインセンティブを目的とした譲渡制限付株式報酬の額の割合に関しては、株主様と経営者の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するために、原則として50%：50%を基準として設定します。業績連動報酬等における非金銭報酬(譲渡制限付株式報酬)の額は、基本報酬および業績連動報酬等の合計および使用人を兼務する取締役にあっては使用人分給与を加えた額の原則として15%を基準として設定します。



e. 上記の他報酬等の決定に関する事項

取締役の各個人別の報酬等は、役位及び職責に応じて、第三者機関による調査データを参考に、業種・業態・事業規模・株式時価総額等で当社と類似する企業の水準を確認したうえで、業績目標達成度等を勘案し、取締役会が報酬諮問委員会へ諮問し、その答申をもとに取締役会で決定します。また、監査等委員である取締役の報酬額は、監査等委員である取締役間の協議により決定することとしております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定と当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を、非業務執行取締役である花澤隆、横内龍三及び浦田祥範の3氏との間で締結しております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社と役員の地位に基づき行った行為(不法行為を含みます。)に起因して、株主や第三者等から損害賠償請求がなされたことで被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなります。保険料は全額を会社負担としております。なお、当該保険の被保険者は監査等委員を含む全取締役であります。

(6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
  - ・ 取締役（監査等委員）花澤隆氏は、本多通信工業株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・ 取締役（監査等委員）横内龍三氏は、株式会社ほくやく・竹山ホールディングスの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・ 取締役（監査等委員）浦田祥範氏は、北海道ベンチャーキャピタル株式会社の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ② 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	期待される役割に関して行った職務の概要及び主な活動内容
取締役 (監査等委員)	花 澤 隆	当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席し、期待される役割としてシステムに知見のある経営者としての豊富な経験を活かし、専門的な発言を行っております。また、開催された監査等委員会12回全てに出席し、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。さらに、開催された任意の報酬諮問委員会5回全てに出席しております。
取締役 (監査等委員)	横 内 龍 三	2021年9月22日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席し、期待される役割として金融業界で培ってきた専門知識と弁護士としての知見と経験を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、同様に開催された監査等委員会9回全てに出席し、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。さらに、開催された任意の報酬諮問委員会5回の内4回出席しております。
取締役 (監査等委員)	浦 田 祥 範	2021年9月22日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席し、期待される役割として金融業界で培ってきた専門知識と経営者としての知見と経験を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、同様に開催された監査等委員会9回全てに出席し、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。さらに、開催された任意の報酬諮問委員会5回全てに出席しております。

(注) 上記の取締役会開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす決議の省略が8回ありました。

## 4. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	30,400千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,400千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査等委員会に請求し、監査等委員会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

## 5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は第35回定時株主総会において、会社法第459条の規定に基づき、取締役会決議によって剰余金の配当等ができる旨の定款変更決議を行っています。当事業年度の剰余金の配当につきましては、上記方針のもと、2022年8月12日開催の取締役会において、1株あたりの剰余金の配当につきましては、配当性向50%の14.13円とする決議をいたしました。

株主様に安心して長期投資をいただくため、配当性向を50%以上とする方針については2023年6月期も継続いたします。

# 貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>16,864,282</b>	<b>流動負債</b>	<b>14,205,805</b>
現金及び預金	13,129,291	買掛金	432,119
売掛金及び契約資産	537,865	1年内返済予定の長期借入金	100,000
商品	2,925	未払金	265,079
仕掛品	465	未払費用	17,178
貯蔵品	391	未払法人税等	157,745
前払費用	71,978	契約負債	882
預け金	2,637,730	預り金	2,857,433
その他	483,635	収納代行預り金	10,170,572
<b>固定資産</b>	<b>6,778,354</b>	ポイント引当金	49
(有形固定資産)	(4,207,103)	その他	204,743
建物	2,274,355	<b>固定負債</b>	<b>2,026,027</b>
構築物	45,579	長期借入金	1,800,000
車両運搬具	416	株式給付引当金	70,740
工具、器具及び備品	147,541	資産除却債務	10,882
土地	1,739,209	長期未払金	119,007
(無形固定資産)	(565,450)	その他	25,397
商標権	878	<b>負債合計</b>	<b>16,231,833</b>
ソフトウェア	564,307	<b>純資産</b>	<b>の部</b>
その他	264	科目	金額
(投資その他の資産)	(2,005,800)	株主資本	7,353,940
投資有価証券	274,769	資本金	667,782
出資金	68,228	資本剰余金	3,509,216
長期前払費用	95,108	資本準備金	3,509,216
差入保証金	1,449,947	利益剰余金	3,906,621
前払年金費用	14,625	利益準備金	22,010
繰延税金資産	101,326	その他利益剰余金	3,884,611
その他	1,794	別途積立金	3,160,000
<b>資産合計</b>	<b>23,642,636</b>	繰越利益剰余金	724,611
		<b>自己株式</b>	<b>△729,679</b>
		評価・換算差額等	1,307
		その他有価証券評価差額金	1,307
		<b>新株予約権</b>	<b>55,555</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>7,410,803</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>23,642,636</b>

# 損益計算書

( 2021年7月1日から  
2022年6月30日まで )

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		8,950,177
売 上 原 価		7,483,554
売 上 総 利 益		1,466,622
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		730,735
営 業 利 益		735,886
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	36	
有 価 証 券 利 息	8,000	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	16,952	
未 払 配 当 金 除 斥 益	1,164	
受 取 貸 貸 料	3,633	
助 成 金 収 入	5,487	
そ の 他	2,377	37,652
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,925	
為 替 差 損	15,024	18,950
経 常 利 益		754,589
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	17,336	17,336
特 別 損 失		
減 損 損 失	1,209	1,209
税 引 前 当 期 純 利 益		770,716
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	228,849	
法 人 税 等 調 整 額	9,639	238,488
当 期 純 利 益		532,227

招 集 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告 書

株 主 総 会 参 考 書 類

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2022年8月12日

ウェルネット株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 皆 川 裕 史  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 中 村 崇  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ウェルネット株式会社の2021年7月1日から2022年6月30日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構



成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年7月1日から2022年6月30日までの第40期事業年度における取締役の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、札幌本社及び東京本社において業務及び財産の状況を調査しました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役及びEY新日本有限責任監査法人から受けております。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年8月12日

ウェルネット株式会社

監査等委員会

監査等委員 花 澤 隆 ⑩

監査等委員 横 内 龍 三 ⑩

監査等委員 浦 田 祥 範 ⑩

(注) 監査等委員花澤隆、横内龍三及び浦田祥範の3名は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第18条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第18条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の削除される規定の効力に関する附則を設け、条数を追加するものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(附則) <u>(監査役の責任限定契約に関する経過措置)</u> (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>(附則) <u>(監査役の責任限定契約に関する経過措置)</u> 第1条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u> 第2条 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p> <p>② 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名（宮澤一洋、加藤達也及び宗岡眞二の3氏）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、当社の監査等委員会において検討がなされ、すべての候補者は当社の取締役として適任であるとの意見表明を受けております。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当、重要な兼職の状況	
1	みや ざわ かず ひろ 宮 澤 一 洋 (1960年2月24日生) <b>【再任】</b>	1983年3月 東洋計器株式会社入社 1996年3月 株式会社一高たかはし入社(現株式会社いちたかガスワン) 1996年9月 当社取締役営業部長 2009年9月 当社代表取締役執行役員社長(現任)	所有する当社の株式数 511,205株 取締役会への出席状況 16回全て出席 任意の報酬諮問委員会への出席状況 5回全て出席
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 宮澤一洋氏は、1996年9月から当社取締役営業部長として当社サービススキームを考案、推進、拡大してまいりました。また、2009年9月の代表取締役社長就任後は的確な経営判断を行ってまいりました。今後も強いリーダーシップによって全社を牽引することを期待し、取締役候補者いたしました。			
2	か とう たつ や 加 藤 達 也 (1965年2月1日生) <b>【再任】</b>	1988年4月 株式会社住友銀行入行(現株式会社三井住友銀行) 2009年4月 三井住友銀行(中国)有限公司出向(上海) 2013年4月 同行 決済業務部長 2017年4月 同行 グローバル決済業務部長 2020年4月 同行 トランザクションバンキング営業部長 2021年4月 当社 執行役員社長室長 2021年7月 当社 決済イノベーション推進部長兼務 2021年9月 当社 取締役執行役員決済イノベーション推進部長(現任)	所有する当社の株式数 5,976株 2021年9月22日の取締役就任以降の取締役会への出席状況 12回全て出席
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 加藤達也氏は、株式会社三井住友銀行において、大企業向け決済サービス企画・開発、ソフトウェア・エスクロウ業務企画・開発・運用会社立ち上げ、キャッシュマネジメントサービス開発においては100社以上が導入する等、多岐に亘る経験を有しております。また、上海における国内企業進出支援や、グローバルプーリングシステム企画・開発・推進、グローバル資金管理ポリシー制定等、国内外問わず、様々な金融サービス(資本提携主管、ネットde受け取りサービスを含む)への貢献をしてまいりました。2021年9月の当社取締役執行役員決済イノベーション推進部長就任後は、ビジネス策定・営業戦略を含む営業活動についての的確な経営判断を行ってまいりました。今後も強いリーダーシップによって当社の営業活動を牽引することを期待し、取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当、重要な兼職の状況	
3	みな 宗 岡 眞 二 (1961年9月14日生)  【再任】	1985年4月 伊藤忠テクノサイエンス株式会社入社 1991年1月 ビザ・インターナショナル入社 1997年6月 エヌ・ティ・ティ・リース株式会社入社 2000年10月 株式会社グローバル・プロセッシング・サポート入社 2002年10月 ファーストデータジャパン株式会社入社 2005年3月 ポケットカード株式会社入社 営業開発部アライアンス室長 2012年3月 同社 営業業務部長 2014年4月 同社 情報システム部長 2021年9月 当社 取締役執行役員サービス開発部長(現任)	所有する当社の株式数 5,976株  2021年9月22日の取締役就任以降の取締役会への出席状況 12回全て出席
	【取締役候補者とした理由】 宗岡眞二氏は、インフラやネットワークにおける豊富な専門知識を持ち、様々な企業に対してシステム開発・管理運営を行い、また、プロジェクト運用におけるシステム全般の構築など、多くのプロジェクトリーダー経験を有しています。サイバーセキュリティ分野においても、内閣府サイバー関連の検討会等にもメンバーとして参画し、クレジットカード業界のサイバーセキュリティの第一人者としての活動や、社会インフラに影響を与える新規ビジネスモデル構築等にも貢献してまいりました。また、2021年9月の取締役執行役員サービス開発部長就任後は、当社フィンテック事業におけるシステム開発についての的確な経営判断を行ってまいりました。今後も強いリーダーシップによって当社のシステム開発を牽引することを期待し、取締役候補者となりました。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「3. 会社役員に関する事項(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

■ご参考：取締役のスキルについて（本総会において各候補者が選任された場合）

当社は個々の取締役のスキルについて過不足なく適切に配置しており、その一覧は下表のとおりです。

凡例：●担務/属性 ○主スキル ○副スキル

区分	当社における地位	氏名	取締役候補者の専門性・特徴							
			業務執行	監督機能	企業戦略	事業戦略	経営資源	システム開発	ファイナンス	法務
1 再任	代表取締役	宮澤 一洋	●		○	○	○			
2 再任	取締役	加藤 達也	●			○	○		○	
3 再任	取締役	宗岡 眞二	●				○	○		
4 現任 社外 独立	取締役監査等委員	花澤 隆		●	○	○		○		
5 現任 社外 独立	取締役監査等委員	横内 龍三		●	○			○		○
6 現任 社外 独立	取締役監査等委員	浦田 祥範		●			○	○	○	

以上

## 株主総会会場ご案内略図

会場 北海道札幌市中央区大通東十丁目11番地 4  
ウェルネット株式会社 札幌本社 1階 「WELLNET HALL」



**最寄駅** JR北海道千歳線・函館本線 苗穂駅南口より徒歩8分

札幌市営地下鉄東西線 バスセンター前駅10番出口より徒歩10分

**最寄停留所** ジェイ・アール北海道バス・北海道中央バス 北1条東10丁目停留所より徒歩3分

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。